

## 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 紀南地域廃棄物処理促進協議会が紀南地域における廃棄物の適正な処理のあり方について、情報公開と住民参加による開かれた検討を行うため、当該協議会会長（以下「会長」という。）の諮問機関として紀南地域廃棄物適正処理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、地域の廃棄物処理の望ましいあり方を調査研究し、その結果を会長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識委員及び公募委員で構成する。

3 学識委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

4 公募委員は、公募に応じた者のうちから、学識委員で構成する「公募委員選考会」が選考した者について、会長が委嘱する。

5 委員の任期は、第2条に定める委員会の任務を終了し、会長に対し必要な報告を行うまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、会長が委嘱する。

3 副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、その議題の内容により全部又は一部を非公開とする場合は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、紀南地域廃棄物処理促進協議会事務局において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年2月25日から施行する。

附則（平成15年4月10日）

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。